

●福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 <予算関連法律>

背景・必要性

<帰還困難区域に係る現行制度> ~特定復興再生拠点区域（「**拠点区域**」）（平成29年改正）~

- 福島県内に、帰還困難区域（将来にわたる居住制限を原則）を設定（平成23年～25年）。
- 平成29年の福島特措法改正により、市町村長が、帰還困難区域の中に、住民・移住者の生活及び地域経済再建の拠点（新しいまちづくり）となる「**特定復興再生拠点区域**」（**拠点区域**）を設定できる制度を創設。これまで除染、インフラ整備等を進め、一部では避難指示解除済。

<帰還困難区域のうち、『**拠点区域外**』の対応について>（**政府方針**の決定：令和3年8月）

- 未だに**拠点区域外**では、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民から「**拠点区域外にある自宅に帰りたい**」「**元居た場所で生活を再開したい**」との強いお声と共に、地元自治体から**避難指示解除の方針を早急に示してほしい**との強い要望を頂いてきた。
- 令和3年8月、**2020年代をかけた拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進める**という**政府方針を決定**。

上記**政府方針**を実施するため、以下の措置を講ずる

改正法の概要

「**特定帰還居住区域**」の創設等

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる制度を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定（要件は以下通り）

- ①放射線量を一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣**が認定

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

(1)**除染等の実施(国費負担)** (2)道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**